

メイモスカラー射撃場返還跡地の環境汚染に関する意見書

1981年に返還された北谷町美浜の米軍メイモスカラー射撃場跡の店舗拡張工事現場で1月29日、地中から大量のドラム缶が発見された。その中に入っていたタール状の油は腐食した缶から流れ出し、周辺土壌を広範囲に汚染している。このドラム缶の形状、ふたにある英字などから米軍のものであると思われる。また、元基地従業員が陸軍の指示で大型トレーラーとクレーン車で持って現場に置いたとの証言もあり、返還後の不法投棄の情報はなく、総合的に判断して返還前に米軍が投棄したものと推測される。

これまでも、返還された米軍恩納通信所跡地から1996年3月、カドミウム、水銀、PCB、鉛、ヒ素などの有害物質が検出されており、跡地利用に大きな障害となっている。また、現在使用中の米軍基地からの有害物質による基地内外の環境汚染も多発し、深刻な問題となっている。

日米地位協定第3条3項は、「合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならない」と規定し、基地使用中の米軍の「公共の安全」に配慮した作業義務を規定している。しかし、これを実効性あらしめる体制になっていないのは地位協定の重大な欠陥である。

平成12年8月の沖縄県の「日米地位協定の見直しに関する要請」にもあるように、日本国内における米軍の活動に対しては、環境保全に関する日本国内法を適用できるように地位協定を改正して、深刻な環境被害の未然防止に努め、万一、環境汚染が発生した場合には、その調査及び浄化対策を日米両政府で実施する体制を確立する必要がある。

施設を返還するに当たって、米国は原状回復義務を負わないとする地位協定第4条1項は、上記の体制があって初めて合理性あるものとなる。有害物質を放置し、あるいは地中深く埋設したまま施設を返還しても、原状回復義務も補償責任もないとするのは公平の原則に著しく反すると考えるからである。

よって、北谷町議会は町民の生命・財産・住環境を守る立場から、関係機関に対し、次の事項に迅速に対応し、措置されるよう強く要請するものである。

記

- 1 今回地中から発見されたドラム缶の撤去及び汚染土壌の除去等適切な処理による原状回復は、日米両政府の責任において実施し、被害者に対する完全な補償をすること。また、原因者を究明・特定し、その経過を公表すること。
- 2 基地返還に当たっては、返還前に不発弾、有害物質等の調査とその除去を日米両政府の責任において実施し、跡地利用の円滑を図ること。
- 3 日米地位協定の抜本的見直しにより、基地から派生する環境被害に対し、万全の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2002年 2月 8日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

沖縄及び北方対策担当大臣
外務大臣
外務省沖縄担当大使
防衛庁長官

防衛施設庁長官
那覇防衛施設局長
沖縄県知事